

平成 26 年

# 第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 26 年 11 月 28 日開会

柳泉園組合議会

## 平成26年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 .....	1
○出席議員 .....	1
○関係者の出席 .....	1
○事務局・書記の出席 .....	1
○開 会 .....	2
・会期の決定 .....	2
・会議録署名議員の指名 .....	3
・諸般の報告 .....	3
・行政報告 .....	4
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	2 5
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	2 7
○閉 会 .....	3 8

平成26年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成26年11月28日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
  2. 会議録署名議員の指名
  3. 諸般の報告
  5. 行政報告
  6. 議案第8号 平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)
  9. 議案第9号 平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 近藤誠二
3番 村山順次郎	4番 大友かく子
5番 坂井かずひこ	6番 小林たつや
7番 斉藤あき子	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田浩
会計管理者	荒島久人
代表監査委員	安藤純一
清瀬市都市整備部 ごみ減量推進担当部長	岸典親
東久留米市環境部長	小林尚生
西東京市みどり環境部長	湊宏志

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	佐 藤 元 昭
技術課主幹	鳥 居 茂 昭
資源推進課長	千 葉 善 一
書記	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

---

午前10時00分 開会

○議長（野島武夫） おはようございます。

遅参の連絡が坂井かずひこ議員からありましたので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（野島武夫） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。

去る11月19日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成26年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成26年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」の中で、柳泉園クリーンポート大規模補修計画及び財政フレームについての説明を行い、報告及び説明の終了の後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第8号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」及び「日程第6、議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（野島武夫） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第9番、渋谷けいし議員、第2番、近藤誠二議員、以上のお二方をお願いします。

---

○議長（野島武夫） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成26年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第4回定例会の開催中、また定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げ、柳泉園クリーンポート大規模補修計画並びに財政フレームについて御説明させていただきます。

また、本日御提案申し上げます議案は2件でございます。御審議を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（野島武夫） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成26年8月から平成26年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、8月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、また18日に管理者会議を開催し、平成26年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

なお、前回御指摘をいただきましたので、今回から表上において一般見学と社会科学見学を分けて記載させていただいております。御参照いただきたいと思います。

次に、2ページ、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、これも御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございます。表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において平成25年度の一般会計決算についての審査が10月14日から23日にかけて延べ3日間行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約を行っております。

詳細につきましては行政報告資料として記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,247トンで、これは昨年同期と比較しまして145トン、0.8%の減少となっております。

内訳としましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,448トンで、昨年同期と比較し137トン、0.8%の減少、また不燃ごみは表4-3のとおり1,721トンで、昨年同期と比較すると4トン、0.2%の減少となっております。また、粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり78トンで、昨年同期と比較し4トン、5.3%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめてございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,835トンで、昨年同期と比較し237トン、11.4%の減少となっております。

次に、9ページです。2の施設の稼働状況でございますが、まず柳泉園クリーンポートの状況でございます。8月に1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定等を実施しております。9月には周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、1号炉、2号炉の排ガス中のばい煙測定等を実施しております。10月には1号炉、共通設備及び污水处理設備等の定期点検整備等を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回実施し、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表11-1から13ページの表11-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量は1万7,792トンで、昨年同期と比較し

169トン、0.9%の減少となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。結果につきましては排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、今期は定期点検整備補修及びバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は1,799トンで、昨年同期と比較し8トン、0.5%の減少となっております。

続きまして、14ページでございます。(3)リサイクルセンターでございます。7月より引き続き定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,835トンで、昨年同期と比較し237トン、11.4%の減少となっております。

続きまして、15ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は1,971トンで、昨年同期と比較し13トン、0.7%の減少となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物につきましては、埋立処分をせずに、固形燃料化して再利用を行っております。その再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページです。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は277キロリットルで、昨年同期と比較し3キロリットル、1.0%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は8月にポンプ関係点検整備補修、9月に脱臭塔活性炭交換を実施いたしました。施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページでございます。施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は15.1%、テニスコー

トは3.8%、浴場施設は2.5%、それぞれ利用者が増加しております。室内プールは9.6%の減少となっております。詳細につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては20ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び21ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後になりますが、かねてより検討しておりました柳泉園クリーンポート大規模補修計画並びに財政フレームがまとまりましたので、それぞれ担当課長より説明させていただき、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(野島武夫) それでは、柳泉園クリーンポート大規模補修計画及び財政フレームについて説明を求めます。

○技術課長(佐藤元昭) それでは、柳泉園クリーンポート大規模補修について御説明いたします。

資料の1ページ、「柳泉園クリーンポート大規模補修を実施するにあたって」をごらんください。

1、実施理由といたしまして、柳泉園クリーンポートは、竣工後14年が経過し、設備の一部で予期しない故障が発生し始めています。また、当初の設計では15年間の稼働で設計されております。コンクリート系の建築物の耐用年数は50年程度と言われているため、15年程度の稼働で施設を廃止することは非経済的であります。そのため、最近の傾向といたしまして施設稼働後15年程度を目安とし、延命化等の工事をして30年程度稼働させるのが一般的となっております。

また、環境省では、長寿命化計画の主要な効果として、施設の長寿命化による自治体負担の軽減、ライフサイクルコストの低減、安全性及び信頼性の向上、機能の向上、住民の施設に対する信頼感の確保を挙げております。

以上のことから柳泉園クリーンポートについても、稼働期間を15年から30年程度にすることは施設更新と比べて経済的であり、建設資材の製造、調達に係る二酸化炭素の排出も回避できることから、大規模補修を実施したいと考えております。

大規模補修の実施に当たってはごみ処理をしながらの工事となり、補修内容に精通し、工事の安全性確保のための保安要員も兼ねることができる運転員が必要となりますが、財

政的メリットが期待できることから、運転管理に加え整備補修、薬品等の調達を含めた包括的な長期継続委託契約をしたいと考えております。

2、契約期間です。契約期間は、平成28年度中から平成42年度とします。なぜ平成28年度中からの契約になるかと申しますと、契約に至るまで、1、事前準備としての業者選定の方法を検討、決定し、2、実施方針の作成、3、入札参加資格の設定、4、募集要項等の作成、5、事業者選定委員会の開催、6、公募実施後の質疑回答、7、資格審査、8、事業者から提出された提案書の内容を整理し、総合評価方式で評価し、落札者を決定、9、公表資料作成、10、契約協議があります。そのため、1年以上の期間が必要となります。期間に関しましては、契約したコンサルと調整し、なるべく早い時期に業者を決定できるようにしたいと考えております。

3、契約方法ですが、契約方式は入札価格だけの結果ではなく、入札価格に加えて技術力の優劣も評価する「総合評価落札方式」で契約者を決定したいと考えております。「総合評価落札方式」とは、環境省が市町村における入札・契約の透明性・競争性の向上を図るために推奨している方式でございます。

2ページをごらんください。

A3の横長の表です。表が2段に分かれていますが、上段の施設維持に係る経費について御説明いたします。

これは、柳泉園クリーンポートに係る経費の予測です。直近5年、平成21年度から平成25年度の決算額での平均金額を出し、消費税率を5%から8%にしたものを毎年かかる経費として計上しております。

また、大規模補修費については、住重環境エンジニアリングの見積もりによる金額です。10年間の補修計画にいたしましたのは、負担金の大幅増額回避と平準化、そして広域支援を受けずに済ませることを目的としました。

この表の右端が15年間にかかる経費ですが、網かけ部分の需用費関係では、機械油、機械部品、薬品、電気関係部品、補修用材料、補助燃料、修繕料一般・定期点検・大規模補修費、委託関係では排ガス分析計点検、計装設備点検、クリーンポート運転業務、工場棟排水口清掃委託が今回の包括的委託に盛り込めるであろう部分でございます。包括に盛り込む部分の合計が表下の網かけ部分合計で、年度ごとの合計と15年間の合計金額が示してあります。15年間で176億9,754万3,000円かかる積算となりました。

次に、表の下、A社積算額をごらんください。上の表の網かけ部分をA社が15年間の

契約をした場合の積算金額でございます。需用費関係と委託関係に分けて記載されています。大量発注、大規模補修と定期点検整備に係る諸経費の一本化、15年間の契約に伴う従業員等の安定雇用及び15年間の担保がとれるということにより、需用費関係に係る費用の減、また委託関係、網かけ部分の費用に関しましても全額のみ込めるということで、15年間にかかる費用といたしまして需用費関係の合計金額と同額の138億3,323万7,000円の積算金額が提示されました。ですので、包括的委託を行った場合、15年間で38億6,430万6,000円の経費削減が見込めることとなります。

3、4ページをごらんください。

A3の縦長の表でございます。年度ごとの整備計画と費用が記載されております。

最初の火格子、部分更新ですが、1回で全交換するとかかなりの費用がかかるため、補修費の平準化を図るために1・2・3号炉、毎年少しずつ交換する計画でございます。次の焼却炉耐火物についても同様の考え方で、一気に全面補修せずに分けて補修をしていきます。次の減温塔から4ページ、次のページの下、バグフィルターまでの補修箇所につきましては、単年度での更新または補修となります。

続きまして、5ページをごらんください。クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事についてです。

柳泉園クリーンポートの頭脳部分であるプラント制御用電算システム、分散型制御、通称DCSと呼ばれる部分とそれに付随する装置の更新でございます。

この制御装置は、部品交換等しながら適切に整備してまいりましたが、稼動後14年が経過し、各部品については既に廃番になり調達できない状況となっております。制御システムの部品が1つでも故障すると施設全体を停止することになるおそれがあります。また、故障した部品を補修するにも最低で3カ月程度かかると言われております。その間、焼却施設を停止することはできません。そのため、年間ごみ処理量、発電計画等を考慮し、平成27年度から3年に分けての更新計画となります。

平成27年度の整備内容といたしましては、MMIの更新、1号炉コントロールステーションの更新、1号炉C/Cユニット・PCLの更新、ITV装置の整備、無停電電源装置用機器の更新及び公害表示盤の更新で5億5,339万2,000円。平成28年度が2号炉汚水・電力コントロールステーションの更新、現場制御盤シーケンサの更新及び2号炉C/Cユニット・PLC更新で2億8,393万2,000円。平成29年度が3号炉共通コントロールステーションの更新、3号炉共通C/Cユニット・PLCの更新及び保護継電

気の整備で2億8,587万6,000円です。総事業費が11億2,320万円となります。

その整備箇所が次の6ページの図になります。ピンク色の部分が1年目、緑色の部分が2年目、水色の部分が3年目の整備箇所となります。

簡単でございますが、大規模補修についての説明は以上でございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、次の7ページをごらんください。財政フレームについてでございます。

まず、1でございます。こちらにつきましては、クリーンポートの大規模補修計画の推進を図るために、平成28年度から平成42年度までの財政見通しをお示しするものでございます。

次の2の試算の考え方でございます。

(1)の歳入及び(2)の歳出ともに、基本的には、決算額をもとに直近5カ年の平均により試算をしております。

各経費の試算の詳細につきましては、3の歳入の見通し及び4の歳出の見通しをそれぞれまとめましたので、別紙の中で御説明させていただきます。

それでは、8ページをごらんください。

まず、3の歳入の見通しでございます。

使用料及び手数料でございますが、こちらは厚生施設の使用料やごみ処理手数料などで、直近5カ年の決算額の平均により試算をしております。

次に、国・都の支出金でございます。これは現行の補助対象事業であります放射性物質濃度測定費に対する国の補助金で、現行の補助制度により試算いたしました。

次に、財産収入ですが、各基金の運用収入で、現行の運用利率で試算をしております。

次に、繰入金でございますが、まず退職給与基金の繰入金は、退職手当に充当するため、定年退職者の推移により1人当たりの退職金を2,500万円と試算をいたしております。

次に、環境整備基金の繰入金でございますが、こちらは現在計画をしております厚生施設の改修事業費に充当するため、平成28年度では3億円、平成29年度では5,000万円をそれぞれ取り崩す計画でございます。

施設整備基金の繰入金は、先ほど御説明申し上げましたクリーンポートのプラント制御用電算システム、DCS更新の整備費用に充当するもので、平成28年度、29年度にそれぞれ1億円を取り崩す計画でございます。

次に、繰越金でございますが、ごみ処理手数料に含まれております最終処分費分を計上

いたしております。

次に、諸収入でございます。これは、資源回収物等の売り払いや電力売り払いなどの収入で、直近5カ年の決算額の平均により試算をいたしました。

次に、4の歳出の見通しでございます。

まず、人件費ですが、平成26年度の当初予算額をもとに職員の推移により試算いたしました。この職員の推移は、定年退職者の推移を勘案し、クリーンポートの運転を全面的に委託化するまで、原則、退職者不補充という考えではございますが、職員の年齢構成などを考慮し、5年に1人の割合で新規採用と計画をしております。また、退職手当は定年退職者のほか、特別職も含め試算をしております。

次に、物件費、維持補修費及び補助費等ですが、これは総務関係費、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設に係る経費とクリーンポートの一部経費について、直近5カ年の決算額の平均により試算をしております。また、クリーンポートの包括委託に係る経費は、先ほど御説明させていただいた2ページ下段のA社積算額をもとに試算をしております。

次に、普通建設事業費でございます。クリーンポートプラント制御用電算システム、DCSの整備事業と平成26年度で厚生施設プール棟の改修工事の基本設計を行いましたので、それらの計画に基づき、平成28年度及び29年度にそれぞれの事業費を計上しております。

次に、公債費ですが、現在借入れをしております起債の償還予定額を計上しております。

次に、積立金ですが、退職給与基金の積み立ては、定年退職者の推移を勘案し、試算をしております。

最後に予備費ですが、最終処分費である私車処分費に2,000万円を加えた額を計上しております。

なお、消費税率は8%で試算をいたしました。

次に、5の分担金及び負担金の推移ですが、関係市の負担金を平準化するため、15年間の包括委託の期間中、委託費の支払い方法を大規模補修期間である10年間の固定と5年間の固定とし、また、施設整備基金や環境整備基金を活用することにより、関係市の負担金の合計は平成28年度以降、平成26年度の負担金、約18億7,000万円以下となります。

次に、6の参考資料として、(1)の包括委託を行わない場合の分担金及び負担金の推移でございます。ここで大変恐れ入りますが、推移の「移」の字が抜けておりましたので、「移」の字を加えていただければと思います。

包括委託を行わない場合の歳出合計は、上表4の歳出の見通しの合計額に、2ページ下段の表の下に記載されている「効果額」の金額を加えたものでございます。

最後に、(2)は、平成13年度から平成26年度までの負担金の推移でございます。

財政フレームにつきましては以上でございます。

○議長(野島武夫) 以上で行政報告及び柳泉園クリーンポート大規模補修についての説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) まず、引き続き質問しております防災の関係で1点、お聞きしたいと思います。

昨年の第4回定例会でお聞きをいたしております組合における防災の取り組みについて進捗をお伺いしたいと思うのですが、グランドパーク、厚生施設は、プール、お風呂、大きな部屋も幾つかあり、避難所としても適当ではないかなという考えも昨年示させていただいております。多摩直下型地震などの大震災があれば小学校などの避難所が不足するということも考えられております。答弁もいろいろいただいておりますが、これまでの取り組みがあればお聞きをしたい。

それで、改めて構成3市とそういう防災に関する話し合い、協議ができれば何らかの協定、役割分担を決めていくような作業をしていただきたいと思います。いかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それで、補修の関係でお聞きをしたいと思います。コストの比較がわかる資料をと前回お願いしまして、資料をつくっていただきましてありがとうございます。問題になるのはこの正確さというんですか、非常に末尾の数字まできっちり結果としてこうなるといふ数字でもないとは思うのです。多分、現段階で知り得る情報の中で積算をしていくとこういふ数字になるよという見込みでありますから、そういうものだとは思いますが、一方で来年度予算を考えていく、議論していく段階ではどちらのほうがいいのかということを一程度考えていかないといけない立場でございますので、この示されている資料で出されている数字というのはどういうふうにとめればいいのか、その正確さの考え方というんですか。少なくとも桁は変わらない程度、あるいはずっとやってみたら、わかりません

が、そう変わらない、差額がなくなってしまうような、そういうことも考えられるのか。あるいは、おおむねこういう結果になるであろうと、そういうふうを考えていらっしゃるのか、その程度の問題ですね。少しお答えづらいかもしれませんが、どういうふうはこの数字を評価されて御提案されているのかということ、考え方としてお聞きをしたいと思います。

3点目は、2つの積算が示されているわけですが、この包括契約を結んだ場合のメリットとデメリット、考えていらっしゃるところで少しお聞きをしたいと思います。

大まかに3点、お願いいたします。

○施設管理課長（中村清） 御答弁申し上げます。

これまでも防災に関しましては答弁申し上げたと思いますが、繰り返しになろうかと思いますが、東久留米市側の防災担当課長が1年ほど前に出向いてこられまして、私どもと協議してございます。それから何度か電話でございまして、担当係長にも現在の詳細は怎么样了のかということはお聞きしているところでございまして、まだ煮詰まってはいないという御回答でございました。

ちなみに3市にも同じようなことをお聞きしております。柳泉園組合にこの施設があるが、実際にその活用を考えているのかということに対してでございますが、少し御紹介いたします。西東京市の危機管理室でございます。一時的な避難場所は市内の施設で十分である。特別に組合の施設を活用は考えてはいない。指定されていないということを伺っております。それから、清瀬市、これは防災担当でございます。災害が起こった場合に組合までの輸送手段がないと。それで市側といたしましては、体育館や集会所に避難させる地域計画は策定されているということでございます。組合施設を特別に活用は考えていないと。それと、東村山市にもお聞きしてございます。東村山市の場合は基本的に、柳泉園組合の近くには運動公園がございます、そちらに御案内すると。もし想定外のまれなケースがあって、組合の施設に逃げ込まれてきた罹災者におきましては、組合施設のほうで対応をお願いできないかという話もございました。ですから各市とも、柳泉園の施設を特別に活用しようというところまでには至っていないのかなということが現状でございます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、大規模補修費の積算額の正確性ということでございますが、過去5カ年の平均、これは一般的な積算方法になるようでございます。そのほかに、本来であれば物価上昇率等を勘案しなければいけないのですが、すみません、先はわかりませんので、現状の段階での積算金額でありますから、当然、物価等社会情勢が変わ

れば変わる可能性もありますし、あくまでも予測ということで御理解いただければと思います。

続きまして、包括的委託を行った場合のメリット、デメリットですが、最大のメリットといたしましては、先ほど申しましたように、経済的な点が一番大きなメリットかと思われます。また、施設を運転するに当たって、ごみ焼却施設はメーカーごとに仕様が異なる大変特殊な施設でございます。その施設での運転経験というものが大変重要視されてきます。運転経験により取得した技術は、運転マニュアル等から得られるものではなく、安定した炉の稼動に大変必要不可欠だと思っておりますので、メリットとしてはそういうことが一番大きなウエートを占めていると思っております。

また、デメリットなのですが、15年間の包括委託を整備も含めて行うことにより、適正に行われているかどうかということをチェックしなければなりません。ただ、現状、柳泉園組合は、運転係2班が直営でやっていますので、運転に関する適正な運転をしているかのチェック、また大規模補修、通常の補修に関しましては整備班がいますので、それに立ち会ってのチェック機能は果たせるので、その辺はクリアされると思います。あとは15年間という長い年月ですので、マンネリ化というのが懸念される場所ですが、そういうところも確実に職員がかかわりながら、適切に管理、運営できるようにチェックしていきたいと感じております。

○議長（野島武夫） ただいま坂井かずひこ議員が出席されております。

では、村山議員。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

防災の関係で各市に問い合わせ等も少しさせていただいているということでした。距離がありますので、柳泉園の厚生施設等を活用することは考えていないということがおおむねだったかなと思いますが、一方で東久留米との協議というのも煮詰まっていないという御説明でしたから、あまり具体的になってきていないという状況なのかなということでは理解をしたところであります。

そうは言いながら、今回申し上げたいのはお風呂の問題なのですが、私は東日本大震災発生以降から何回かボランティア、視察も含めて石巻市ですとか南相馬市ですとか、そういうところにお伺いをしているところなのですが、被災された方々にとっても、あるいは私のようによそから来て何らかの支援をする立場にとってもお風呂というのは結構重要で、皆さんも東日本大震災発生当時に、自衛隊が出かけていってお風呂を提供するという報道

に接したこともあるかと思うのですが、日本人にとって窮屈な制限のある避難所暮らしの中でお風呂に入れるかどうかというのは結構重要な要素、日本人特有の部分だとは思っています。そういう意味で、柳泉園というのはお風呂を持っておりますので、仮に避難所に入られている方、あるいは自宅で避難されていてもお風呂に入れる状況がない方の場合、そういう大きな地震が起こった場合、中にはお風呂に入りに来るために柳泉園を利用したいと、通常時そういう利用がない方でもそういう場合も考えられるのかなと。そういう意味で利用者がふえる、震災が発生して避難所暮らしをされる方が柳泉園の周辺地域に生じた場合、そういうニーズというんですか、必要性ということも出てくるのかなと。そういう観点での検討や意見交換を各市ともしてほしいですし、それに限らず東久留米の場合は、何らかの協力関係というのはいずれにしろ持たないといけないと思いますので、各市と、また東久留米市との協議、具体化を進めていっていただきたいと思いますので、これは要望としてお願いをしておきます。

それで、積算の正確さということでお聞きをいたしました。物価上昇率ということも少し言われておりましたが、委託をした場合としない場合で条件が同じということはありませんよね。例えば、わかりやすいのは消費税ですが、8%のままなのか10%になるのかということは、契約するかしないかによってその差というんですか、相対的に違いは生じないわけで、問題なのは、契約した場合としない場合で違いが生じるような条件というんですか。物価上昇率というのは、した場合で幾ら、しない場合で幾らと相対的には違いは出てこないと思うのですね。契約をした場合、想定し得ないようなコストアップが生じるとか、契約をしない場合、想定し得ないコストアップが生じるとか、やっていったらそういう違いが生じるということがあるのか。それは限度があるのは承知しておりますが、これでいこうと議論をする立場ですので、相対的に違いが、物価上昇率とか消費税とか、いずれにしても同じような影響が生じるものは少し置いておいて、そういう違いがどういうふうなところが考えられるのか。

今、御答弁は求めませんが、多分来年の3月の第1回定例会の場面でまたこの議論をするチャンスはあると思いますので、この積算、コストの試算の正確さというところは、もう一度次の場面で改めてお聞きをしたいと思いますので、その点は少し整理をしておいてほしいなど。これで大丈夫です、消費税等の変動要素を除けば大体こうなりますということであれば、それを踏まえて議論をいたしますし、それ以外の変動要因、契約をするしないによって違ってくる変動要因がもし考えられるのであれば、こういう場合はこういうこ

とが生じ得ますと。等々追加の御説明があれば、それもお聞きして議論したいと思いますので、きょうは何かコメントがあればお聞きをしますが、なければ次回のタイミングにしたいと思います。

それで、メリット、デメリットについてもお聞きをいたしました。デメリットのところで、適正に行われているかのチェックが課題——課題とは言われなかったかな、でも必要だということでした。全くそうだと思います。言葉は悪いかもしれませんが、丸投げのようになってしまっただけでは、契約を結んで数年たったところで出されてくる見積もり、これだけ払ってほしいというのが適正なのかどうかというのが非常に難しくなって、言いなりになってしまうという事態はやはりトータルから考えるとよくないと思いますので、契約を結ぶ場合は柳泉園組合としての技術力、それを適正かどうか判断をする能力ということが、しっかり確保していくということが課題になるのかなと私は思いますので、その点は検討事項の一つかなと思います。一応御答弁があればお聞きをいたしますが、要望が主であります。

○助役（森田浩） 積算値の的確性といいますか、正確性の問題でございますが、幸いにも柳泉園におきましては過去15年間という実績がございます。ですから、その辺の実績を最大限活用した中で積算しておりますので、それほど大きい差はないものと認識してございます。これが新規でありますと、想定は非常に難しくなると思います。

それからメリット、デメリットでございますが、最大のメリットは先ほど課長から報告させていただきましたように、経費の節減が図れるということで、結果的には各市の負担金の削減が図れるということで効果が上がると思います。

それともう1点、契約のサイドからいきますと、今までどうしても随意契約が多くなりましたが、包括契約では一般競争入札を行うということが前提でございますから、その辺で競争性がはっきりし、またさらに経費の節減にもある程度貢献できるのではないかと考えております。

それから、確かにマンネリ化するという傾向も考えられるわけでございますが、その辺につきましても包括的な監査の関係、検査というんですか、その制度をきちんと確立した中で、今後、来年から1年半ぐらいかけていろいろ契約に向けて精査しますので、その辺の関係につきましても契約の条項の中に織り込んで、適正な監査をしていきたいと思っております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番(近藤誠二) それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、前回、私は見学者のところで、一般と社会科見学を分けていただけないかということ、対応していただきましてありがとうございます。

こちらの件で見ると、社会科見学がやはり主なのかなと。一般に見学に来られているという数が基本的にはそれほどないのかなということがここから読み取れる気がするのですが、私は前回か前々回か、この辺の件に関して少し話をしているんですが、社会科見学で子供たちがそのようなものを見るのも当然大事なことだとは思いますが、一般の大人、そういう年代の方たちが来てここを見学していくことによって、ごみの減量の大切さとか、どのような形で実際にごみ処理というのが進められているのかとか、そのようなところを伝えていく、そういう取り組みというのはやはり一つ大事なところなのかなと思うわけがあります。

私ぐらいの年代からすると子供もいたりとか、例えば週末どこに行こうとか、いろいろ家族の中で相談しているわけですが、ここは週末は難しいということではあるんですが、今いろんな、週末ではなくても平日休みのお父さん、お母さんもいますので、そのような方たちがここをみんなで見学に行こうかと、そういう発想を持ってもらえるような取り組みをひとつお願いしたいなと思います。その辺が少しこれを見ていて感じたものですので、恐らく各市の広報とかにもお願いするとか、いろいろやり方があると思うのですが、その辺少し考えていただきたいなと思うのですが、その点どうなのかということをお伺いしたいのが1つです。

あと、以前、私はテニスコートの件でも、面によっては球が正確に弾まないということで、そこはどうかという質問をさせていただいているんですが、それはたしか前回、それを聞いたときは10月ぐらいには対応するという話だったのですが、それはその後どうなったのかというのを1つ少しお伺いしたいのと、あと、大規模改修に関してなんですが、いろいろ出てきて、目を通していく中でわからないことも私はたくさんありますので、基本的なことを聞いてしまう部分もあるんですが、まず、大体流れとしては非常にいいのではないのかなと。経費の削減にもとてもなっているし、実際に私のイメージの中ではかなりお金がかかるのではないかなと予測していたんですが、こういう長期包括契約をすることによって10年間というスパンでやっていくという形をとる話ですので、1年間にかかる費用、こちらが割と抑えられるのではないのかなと。そういうようなところを見ていくと非常にこれはいい話だなとは思っているのですが、何点かわからないところがある

ので伺いたいのです。

まず、2ページの施設維持に係る経費の部分なんですが、委託関係というところに書いてある色がついていない部分なんですが、これは平成28年から平成42年までの15年間に關しては直近5年の平均値ということで多分出ていると思うのですが、これは要はまた別のところに委託をされていると思うのですが、こちらのほうは例えば長期委託をしているのかと。もししていないのであれば、そういう可能性というのは考えられないのかと。それで、あと、ほかの色がかかっていない部分、需用費関係の部分というのは、これはこれまでどおりかかってくると考えてよろしいのかというのがまず1点です。

それと、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事の件なんですが、こちらは総事業費が11億円ぐらにかかると話だと思っておりますが、こちらの件に関してもここに大体の金額が積算で書いてあるんですが、いろんなところから競争入札というか、あみつをとることによってもう少し安くする方法というのはないのかなと。これを見ると、今までの流れからいうと大体1社にお願いしているのではないのかなと思っておりますが、制御装置の老朽化に伴い部品の調達ができないという話ですので、新規につけかえていくのかなと思っておりますが、そういうシステム自体を全て新しくすることによって、逆にそちらのほう安いのではないかとか、そのような素人感覚なんですが、そのような考えはないものかなというのが1つです。

それと、財政フレームのところなのですが、負担金の部分なんですが、包括契約をした場合、財政フレームを見ると負担金が平成28年度が18億円くらいで、それが徐々に減っていくような流れになっていると思うのですが、これは大規模修繕が始まる以前の平成25年度の負担額が19億2,500万円くらい、平成24年度が19億4,800万円ほどかかっているとなっていて、そうすると平成28年度に關しては大規模修繕費用が入っているにもかかわらず、平成25年度とか平成24年度よりも負担金が減っているということになるのではないかと思うのですが、これは委託契約によって経費節減という部分があるから減っているのか。少しその辺がよくわからないので、説明をいただけたらと思います。

最後に、これは確認なんですが、8ページの関係市負担金合計は、これを見ていくと、先ほども言ったように、平成28年度が18億円から始まっていて、徐々に減って行って、それで平成38年度くらいからはかなり減る、5億円弱くらいになっていくという計算なんですが、これで間違いはないんですか。というのは、決算のほうの資料を少し参考に

しているんですが、維持補修費というところがあって、平成25年度だと6億円、平成24年度が5億円ぐらい、これは大規模修繕と関係ないところでの費用が発生していると思うのですが、こういうのも大規模修繕をする金額以外にそういうものが多分かかってくるのではないかなと思うのですが、にもかかわらずここが5億円とか4億円とかに減っていくものなのかなというのが少し疑問に感じているところがあるので、説明していただけたらと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、見学者の件でございます。

平日見学におきましては毎月1回、第2水曜日に行っているところでございますが、実際、平成25年度の実績におきましても、12回開催のうち5日間でお見えになったのが10名でございます。平成24年度ですと、同じく5日間で13名、このぐらいの程度でございます。今後これらにつきましては、組合のホームページや組合の広報誌でありますりゅうせんえんニュースにおきましても毎回掲載をするところでございますが、現状はこのような状況でございます。また、平日ではなく祝日等の見学会につきましては今後検討してまいりたいと思っております。

○施設管理課長（中村清） テニスコートは現在どうなっているのかということに対してでございます。

前回、10月以降修理したいと。現在は修理が完了してございます。それで、C、D、E面、3面でございますが、今そのコート面を安定化させております。実際使えるのは12月1日からということになっています。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、大規模補修の色のついていない部分のことにに関して御説明いたします。

まず、最初にありました委託関係の色のついていないところですが、こちらは全て入札を行っていきまして、焼却残渣輸送と焼却灰異物除去に関しましては入札後、仕様変更等がなければ3年程度随意契約でできるということで契約しておりますが、そのほかにしましては毎年入札を行っているものでございます。ただ、今回長期包括的な委託の中に含めては含めませんが、含めることも検討しながら今後考えていき、入れられるものは包括的委託のほうに含めて、なるべく経費を削減できるような方法を検討していきたいと思っております。

続きまして、需用費関係なんですけど、先ほどお話ししましたように、完全包括委託ではございません。職員も残っている関係上、ユーティリティー関係とかはやはりうちの職員

もかかわってくるものがございます。そのようなところは費用に含めておりませんが、先ほど総務課長が言ったように、先々完全に包括委託に移行した場合、そのようなものも含めて委託契約のほうに全て含めていきたいと考えておりますので、現状では需用費関係の白抜きのところ、色塗りしていないところに関しましては柳泉園が払うべきだろうというものでございます。委託関係につきましては、今後コンサルを入れながら、協議しながら、入れられるものは含めていく方向で考えております。

続きまして、DCS関係でございますが、こちらは電気制御システムの全てではありません。いろいろある中の一部分は手をつけていないので交換したいということで、そこをほかのメーカーを入れることができない、つなぎ合わせることができません。もし全部制御システムを配線から何から入れかえるということであれば、ほかの今入っていないメーカーでも可能なんですけど、そこまでやるとかなりの費用がかかります。ですので、焼却炉の定期点検整備補修と同様に、この電気関係につきましても議員がお察しのとおり随意契約で行われております。それで、金額ですが、入札ができないため、なるべく安くするようには交渉しておりまして、今回のこの計上させていただいた金額も3回ほど交渉して安くなった金額ですが、さらに契約する際には営繕係が積算しますので、どのぐらいになるかわかりませんが、これよりも安くなるものと考えております。

○総務課長（新井謙二） 最後の御質問に対して御答弁させていただきます。

8ページの5の分担金及び負担金の推移の中で、関係市の負担金の合計金額でございます。こちらにおきましては先ほど御説明したとおり、平成26年度の負担金程度以下ということの推移でございます。この平成26年度以下に負担金が抑えられた最大の理由でございますが、こちらにおきましてはクリーンポートの建設時に、平成10年度、11年度と借り入れた起債の償還が平成26年度で完済いたします。それによりまして平成27年度以降におきましては6億円減となるということが一番の理由でございます。また、長期包括をすることによりまして、先ほど担当課長から御説明したとおり、15年間で約38億6,000万円、これを年に換算しますと2億5,700万円と、このような金額になります。また、3つ目におきましては、施設整備基金や環境整備基金を活用することによりまして、関係市の負担金を平成26年度の18億7,000万円程度に抑えられたということでございます。

それから、この分担金及び負担金の推移の中の平成38年度以降でございますが、こちらにおきましては、包括委託におきましては15年間包括をするんですが、その支払い方

法を大規模補修まで含んだ形の10年間を平均化いたしまして、年割りに換算いたしました。それで残りの5年間でございます。平成38年度から平成42年度におきましては大規模補修が終了いたしますので、その金額の5年間の合計を5で割りまして1年間ということに換算いたしますと、このような形の関係市の負担金の合計ということになります。

○2番（近藤誠二） すみません、いろいろと質問してしまいました。

最初の見学に関しては、現状そういう状況だというのはわかっているんですが、ここを少しふやしていくとか、そういう努力をぜひしていただきたいなど。この見学に関しては、もしかしたら有料でお金を取っても僕はいい施設なのではないかなと。それぐらいのものはあるのではないかなとは思っていますので、ぜひ前向きになるべく一般の方がふえるように検討、そして努力をしていただきたいなと思います。

テニスコートに関しては了解しました。

あと、先ほどの大規模修繕の件に関しましては、いろいろと説明を聞きまして、把握しました。部分的な長期包括契約からいずれ完全にという話もありましたので、そういう方向になるべく進んで、少しでも各市の負担が減るような方向でやっていただきたいなと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 大規模補修について何点か質問をさせていただきます。

まず、そもそもの話なんですけど、ごみの焼却量も減っているということもありますので、3炉を今後も維持していくということについて、どのような議論とか、検討がなされたのかについてお聞きしたいと思います。

それともう1つ、この「実施するにあたって」という文面を読みますと、「当初の設計では、15年間の稼働で設計されている。」とありまして、それをこれから大規模改修ということで10年かけて補修ということになっておりますが、15年間の稼働で設計されているものを、もう14年たっているという段階でこれから10年かけて補修して使っていくということ自体が、稼働に耐えられるものということで使いながら補修するということだと思いますが、それ自体が少しよくわからないといえますか。例えば1炉ずつまとめて一括とか、一気に補修するというのであれば、もう15年たっているのだから補修をすぐにしなければいけないという、こちらに書いております稼働、設計の15年ということが理解できるんですが、その点について御説明をいただけたらと思います。

それと、補修費の平準化を図るためという理由も先ほどおっしゃっていましたが、それ

との関係ということで10年かけてということになっていると思いますが、技術的な面でこれから長期にわたって補修するということでの使い続けるということが、その辺が少し理解ができないので、御説明をいただけたらと思います。

以上2点についてお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） では、1点目の御質問ですが、焼却量が減っているのだから、3炉やらなくて2炉だけでもいいのではないかということになるかと思うのですが、御存じかとは思いますが、柳泉園クリーンポートは1日105トンの処理が可能な焼却炉が3炉あります。2炉で運転した場合、1日210トンの処理が可能となります。1年間、2炉だけで処理をした場合を想定しますと、通常、定期点検整備補修で35日間程度炉をとめることとなります。そうしますと、365日から35日間を引いた330日間で運転できる日にちとなります。330日に処理能力の210トンに乗じますと、1年間で処理できる量が6万9,300トンになります。

では、事務報告書の20ページをごらんください。

20ページの下を表イ、搬入量（可燃ごみ）が平成25年度の実績で6万5,280トンの搬入がありましたと出ております。2炉運転での処理能力が6万9,300トンなので、平成25年度実績の6万5,280トンを2炉運転で十分処理できるのではないかと思います。自然な形だと思っておりますが、事務報告書の22ページの表オ、施設別処理等の内訳をごらんください。この表は平成25年度の4月から1年間の施設別の処理内訳が記載されております。クリーンポートの焼却量も出ておまして、25ページをごらんください。表の下、合計欄があります。その中に焼却量が記載されております。焼却量は、可燃ごみの搬入量に粗大ごみ処理施設からの選別された可燃物及びし尿処理施設から発生したし尿中の可燃夾雑物を加えた量となり、平成25年度においては7万1,061トン焼却したこととなります。つまり、2炉運転だけでの処理能力を上回るだけの処理をしなければならないということになります。このため、3炉中2炉だけの大規模補修の実施ということは検討してございません。

続きまして、10年かけて補修する理由ということなんですが、議員もおっしゃられたとおりに負担金を安く抑えてなるべく平準化するためもありますが、1炉だけ一気に補修してしまいますと2炉だけの運転になります。その場合、先ほど申したとおり、処理能力を上回る可燃ごみの搬入があり、ごみピットに受け入れられない可能性があります。さらに、やはり一番の問題、柳泉園として心がけたものが、大規模補修をするに当たって広域

支援体制を受けずに済ませる方法を考えたところ、こういう10年をかけての補修計画になりました。広域支援を受けることになると、ごみ搬入に伴う歳入ですとか、発電に係る売電の歳入もしくは買電の歳出等もなるべく現状と同じ程度に納めるためには、広域支援体制を受けずに焼却処理をしながら適正に補修をしていくということを前提として考えた結果、10年の補修計画ということになりました。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

3炉という前提は、合計すると若干処理能力を超えているということで3炉を維持していくということは理解できました。ただ、もう1つの補修の期間なんですけど、そうしますと「15年間の稼働で設計されている」とございますが、10年かけて補修すればいいということであれば、そもそも25年稼働できるということで設計されていると理解することによってよろしいのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 今のお話なんですけど、そもそもやはり適正に点検整備等を実施することにより、焼却施設の寿命が延びます。大規模補修をしなければ通常一般的に考えられるのが、焼却炉の寿命としまして15年から20年。ただし、建物自体が50年もつ中で大規模補修をして、延命化等の工事をして30年程度もたすわけですが、炉本体、ボイラーに関しましてはおおよそ30年間の使用に耐え得るものとなっております。ですので、なるべく焼却施設を長く稼働させることを前提に、経費の削減等もございますが、10年かけるのがいいかということになりますが、やはり負担金のことも踏まえて30年程度を目安に柳泉園クリーンポートが稼働を続けられるような整備をしていきたいと考えた結果、こういう整備計画となった次第でございます。

○8番（小西みか） そうしますと、この補修の年次の計画表、3ページの表でいきますと、今の御説明からしますと例えば、その次の4ページになるかと思いますが、真ん中辺にございますが、これは18年目から20年目にかけてということでの補修計画になっておりますので、この辺についてはそもそもボイラーというものは20年程度は耐用年数があるという前提のもとでの計画。そして、逆に3ページにあります減温塔というところは、すぐに平成28年度から平成30年度にかけての補修ということになっておりますので、このあたりについては耐用年数がボイラーに比べれば短いということで、そういうことからこうした計画が立てられているということで理解してよろしいのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） そのとおりでございます。やはりそれぞれ耐用年数が異なってきていますので、既に過去に交換したもの等もございますが、そのようなものを勘案しな

がらの整備計画でございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○9番（渋谷けいし） 簡潔に。まずは1点、要望なんです、この後恐らく契約の段階になったら詳しい資料が出てくると思うのですが、契約するに当たって柳泉園組合の責任の範囲というのを明確にしたような資料をぜひ次回出していただきたいと思います。例えば予期しなかった補修が発生したときに、委託者なのかそれとも組合かどちらが責任を持つのかという、恐らくその辺の詳しい取り決めが必要だと思いますので、その辺の資料をぜひ次はつけていただきたいと思います。

それから、もう1つ、これは質問ですが、先ほど財政フレームのところの説明の中で少しあったかなと思いますが、包括委託ないしはこの後の一括委託に向けてというところで、組合としての職員の定数管理をどうするのかというところを少し聞かせていただきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 一番最初の柳泉園と委託業者との責任の関係なんです、これはコンサルが入りまして、当然煮詰めていきます。それで、最終的には契約業者とのすり合わせが必要になってきますので、すぐにその資料をお出しすることはできないのですが、いずれ契約するとなった場合にはお示しすることは可能と考えております。

○総務課長（新井謙二） 最後の御質問でございます。職員の推移の関係でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、本フレームにおきましては、クリーンポートの運転業務委託を全面委託化するまでの間におきましては退職者不補充という考えでございます。

それから、今後の退職者予定数でございますが、平成31年度までにおきましては7名以上が定年退職をするということでございますので、2係中1係を委託化できるということ。それから、その後また5年間でございますが、平成38年度におきましても7名以上が定年退職をするということで、平成38年度以降におきまして全面委託化できるという計画でフレームをつくったところでございます。

○9番（渋谷けいし） そうしましたら、今契約の段階で組合の責任は明確にしたいということで、委託業者とのすり合わせが必要だということでしたので、恐らく契約の案というのは議会に上程されると思いますが、その前の段階でぜひ組合から私どもに説明をいただきたいと思います。

以上、要望で結構です。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって行政報告及び柳泉園クリーンポート大規模補修についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

---

午前 11 時 40 分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（野島武夫） 「日程第 5、議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入・歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額 30 億 638 万 7,000 円に対し、歳入歳出それぞれ 1 億 7,045 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 31 億 7,683 万 9,000 円とさせていただくため御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成 25 年度決算審査が終了し、繰越金が確定したことと、緊急性のある事業などを行いたく、予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

まず、第 1 表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

続きまして、7 ページをごらんください。

7 ページから 9 ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、

1の総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款6繰越金、節1前年度繰越金は1億7,045万2,000円の増額でございます。この主な増額の理由といたしましては、歳入ではごみ処理手数料、資源回収物等の売り払いや電力売払収入の増、歳出では契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節12役務費でございますが、職員講習代14万1,000円の増額でございます。この増額の理由でございますが、職員の昇任試験を実施するため、本年度具体的な試験方法や選考方法の基準を制定しました。このことによりまして、試験等を実施するに当たり、職員の勤務成績について公正に評価する必要があることから、評価者となる管理職に対して人事評価者研修を行うものでございます。

次に、節25積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金9,000万円の増額でございます。この基金への積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金のうち2分の1に相当する9,000万円を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、施設整備基金の年度末残高見込みは約5億5,200万円となるものでございます。

次に、目3施設管理費、節11需用費の修繕料ですが、クリーンポート外壁等防水補修費438万9,000円の増額でございます。こちらにおきましては、近年の集中豪雨などの影響により工場棟に雨漏りが発生いたしましたので、今後、機器の漏電などで焼却施設の稼働に影響が及ぶことがないように、早急に防水補修を実施するものでございます。

次に、款5予備費の7,592万2,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございますか。

○4番（大友かく子） 1点だけお伺いをいたします。

補正予算なので、当初で見込んでいない緊急やむを得ないものという意味合いなのかなと思います。クリーンポートの外壁の補修というのは集中豪雨で雨漏りが発生したということですので、やっていただかなくてはいけないことだとは思いますが、総務管理費の職員講習代というのがなぜこのタイミングで、昇任試験を実施するための人事評価者研修

ということだったと思うのですが、このタイミングでこの額の補正というのをやらなければいけなかった理由というのをもう少し補足して説明をいただければと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、役務費の職員講習代の補正について御説明させていただきます。

まず、職員の昇任・昇格につきましては試験または選考によるものといたしまして、組合の職員任用規程に定められているところでございますが、柳泉園組合におきましては従前から選考による方法で行っておりまして、試験は行っておりませんでした。また、選考方法の具体的な基準などを設けていなかったことから、本年度具体的な試験方法や選考方法を制定したものでございます。この計画におきましては当初、来年度から制定要綱に基づきまして実施するという考えでございましたが、職員組合からの強い要望もございまして本年度実施するということといたしましたので、そのようなことで職員の研修費として今回計上させていただきました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を終結いたします。

これより議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号、平成 26 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（野島武夫） 「日程第 6、議案第 9 号、平成 25 年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年10月14日から23日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小林監査委員により、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額33億1,732万1,000円に対し、歳入決算額33億8,657万5,127円でございます。歳出予算現額33億1,732万1,000円に対し、歳出決算額28億9,112万2,328円、歳入歳出差引残額4億9,545万2,799円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

それでは、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明させていただきます。

まず、款1分担金及び負担金は、収入済額19億2,501万5,000円で、前年度に比べ2,311万5,000円、1.2%の減でございます。関係3市の負担金におきましては備考欄に記載のとおりで、関係3市からの負担金は歳入決算額の56.8%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額5,967万7,350円で、前年度に比べ3.4%、約200万円の減額でございます。節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億3,263万3,535円で、前年度に比べ11%、約5,200万円の増額でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額191万5,200円は、廃棄物処理施設モニタリング

事業費補助金で、これは放射性物質汚染対処特措法に基づき、毎月1回行っております焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款5繰入金でございます。

まず、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は4,624万7,040円で、定年退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、目2施設整備基金繰入金の収入済額は7,738万5,000円で、クリーンポートの蒸気タービン発電機交換の費用に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額3億9,081万5,467円は、平成24年度からの繰越金で、前年度に比べ16.4%、約7,600万円の減でございます。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は3億5,105万6,359円で、前年度に比べ20.9%、約6,000万円の増でございます。この主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億9,481万1,279円で、その内容は備考欄に記載のとおり、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いで、前年度に比べ25.3%、約3,900万円の増でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

節2回収鉄等売払の収入済額は1,944万3,036円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機及び手選別などにより回収された鉄や施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、前年度に比べ40%、約500万円の増でございます。

次に、節3電力売払の収入済額は1億2,492万5,294円で、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いで、前年度に比べ18.9%、約1,900万円の増でございます。

次に、節7その他雑入の収入済額は804万7,265円で、その内容は備考欄に記載のとおりでございますが、主なものはペットボトル有償入札拠出金等の777万6,822円で、これは指定法人ルートで処理をしたペットボトルに対する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。

なお、節1資源回収物売払には、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円につきましては収入未済額となっております。

歳入関係につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

主な歳出について御説明させていただきます。18ページ、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は1億2,270万5,172円で、主な不用額は節11需用費の光熱水費で、電気及び下水道の使用量が当初予定量を下回ったことによりまして電気代と下水道代の減、また節13委託料では、備考欄記載の厚生施設管理業務委託などの契約差金でございます。

それから、流用関係でございますが、節12役務費で備考欄記載の需用費からの流用は、消火栓ホースの耐圧試験手数料に不足が生じたことによるものと、20ページ、21ページをごらんください。節23償還金、利子及び割引料の備考欄記載の需用費からの流用は、厚生施設使用料で過年度における還付金が生じたことによるものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費の支出済額は8億7,406万4,568円で、歳出決算額に占める割合は30.2%でございます。ごみ管理費の主な不用額ですが、22ページ、23ページをごらんください。節11需用費では、備考欄記載の燃料費で、クリーンポートの安定稼働により補助燃料の使用量が減となったことや、光熱水費では、効率よく発電したことや節電により電気代が減となったことによるものでございます。また、節13委託料の不用額は備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額は1億6,152万293円で、主な不用額でございますが、24ページ、25ページをごらんください。こちらにおきましては節13委託料の契約差金によるものでございますが、特に備考欄記載の粗大ごみ処理施設運転業務委託では、入札を実施したことにより委託金額が約680万円減となったことによるものでございます。

次に、目4資源管理費の支出済額は1億1,280万6,449円で、主な不用額は節11需用費で、備考欄記載の修繕料（一般）の契約差金によるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

目5し尿管理費の支出済額は3,835万9,636円で、主な不用額は節11需用費では、備考欄記載の光熱水費のうち下水道代で、し尿の搬入量減に伴い、下水道使用量の減となったものでございます。

次に、節13委託料では、し尿処理施設運転業務委託で入札を行ったことによりまして契約金額が約290万円減となったことによるものでございます。

次に、款4公債費の元金・利子合計の支出済額は9億7,305万6,853円で、クリーンポート建設時に借り入れた起債の償還が一部完済したため、前年度より約6,000万円減となっております。歳出決算額に占める割合は33.7%でございます。

なお、平成25年度末現在の未償還元金は13億9,096万433円でございます。

次に、款5予備費は、予算現額3億6,573万4,000円で、同額が不用額となり、全額平成26年度へ繰り越しております。

なお、この予備費には、関係市の負担金から差し引きする私車処分費として、その精算額1億6,245万7,000円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

次に、28ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、29ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございません。

次に、34ページから43ページにかけての公有財産の工作物におきましては、設備台帳に記載されており、設備機器の交換による増減はございましたが、総数は変わってございません。

次に、44ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございません。

次に、45ページをごらんください。こちらは基金でございます。こちらにおきましては各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末現在高は表に記載のとおりでございます。

次に、47ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

この参考資料は、48ページから55ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成25年度における主な施策の成果につきましては、「平成25年度事務報告書」として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算に関する補足説明につきましては以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、安藤代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） こんにちは。監査委員の安藤でございます。

平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小林監査委員と私は、本年度におきまして例月出納検査を都合5回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、証書、帳簿ともに完全に整備されており、平成25年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成26年11月28日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小林達哉でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（野島武夫） なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後 0時04分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

○2番（近藤誠二） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

意見書の16ページ目の5番、収入未済額、これは去年もたしかそのような話が上がっていたかと思うのですが、相変わらずな状況なのかなと思うのですが、これを読む限りにおいては「引続き回収に努めていただきたい。」という記述があるんですが、現状と実際に回収の見込みというか、その辺のところの見解を伺いたいと思います。

○資源推進課長（千葉善一） エル企画の関係でございます。

エル企画につきましては、平成21年1、2月分のアルミ缶プレスの売り払い代の未納分でございますが、こちらにつきましては平成22年7月30日、銀行債権といたしまして410円の差し押さえを行った後、翌年の平成23年2月に換価取り立てということで

410円の回収をしております。前年度に説明を申し上げておりますが、その後の経過といたしましては従前と変わらず、平成24年5月以降、エル企画との電話連絡を全くとることができず、代金の回収には至っていない状況でございます。ただ、先日、中村法律事務所に確認をしていただいた内容でございますが、役員に関しては代表取締役の変更がないという状況だけはわかっておりますので、今後粘り強く何らかの情報を得るべくして、法律事務所の弁護士と相談をしながら対応させていただきたいと思っております。

○2番（近藤誠二） 状況はわかりました。かなり厳しい状況なのかなと思いますが、とりあえず引き続き何らかの情報をたくさん、できるだけのことをして回収に当たっていただきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 私も審査意見書の16ページからお聞きをしたいと思います。

（2）のところの歳入の確保等についてということなのですが、「厚生施設においては、周辺の民間施設と比べ施設の老朽化が」ということで記述があるわけですが、先ほどの大規模改修の資料の中でも厚生施設の改修ということが見込みとして盛り込まれているわけですが、ぜひこの厚生施設をお金をかけて改修する際には、利用者等にアンケート調査等々を行って、その費用によってよりよい改修が行われるような工夫をしていただきたいと思っておりますが、平成25年度における厚生施設の利用者に対する改善の取り組み、自主財源の確保という観点で取り組みがあれば総括的にお答えいただきたいなと思っております。

それと、もう1点は、歳入の確保という関係でなのですが、これはどちらかということ（4）の歳入歳出予算の見積りについてということなのですが、第7款諸収入のところの各種売り払いについての御説明があって、20%、25%、18%、40%とかなり大幅な当初予算からすると収入増でございますが、非常に収入増自体は負担金の関係からいえばいいことなのですが、見込みということですので少しどうだったかなということもあるので、平成25年度を振り返ってこの売り払い金がふえた経過と、今後の見込みについて見解を伺いたいと思っております。

2点、お願いいたします。

○施設管理課長（中村清） 御答弁申し上げます。

厚生施設の利用者が減になっているが、どう考えているのかということに対してでございます。常日ごろから利用者増を考えまして厚生施設の運営を行っているところでございますが、まず利用者の多様化するニーズにお応えするために、前回もお話ししたと思っておりますが、利用者からの要望書や御意見書をまとめてあります。それをもとにしまして、でき

るものはすぐにも取りかかりたい。予算措置が必要な改善におきましては、可能な限りその要求に沿った形の上で、何度でも足を運んでいただけるような施設づくりを目指しているところでございます。その例といたしまして、浴場施設におきましては毎月、田無浴場組合と共同開催しております「生薬の湯」のほかに、毎週「変わり湯」を平成26年度の4月から行っているところでございます。若干はふえてきていると見受けられます。

そのほかに、先ほども御質問がありましたようにテニスコートの改修でございます。それも進んでおりまして、11月から改修工事を行いまして、現在もう終わっております。それで12月からお貸ししたいと思っているところでございます。

以上のようなことの取り組みをやっているということでございます。

○資源推進課長（千葉善一） 資源売り払い代の増の理由と今後の見込みということでございますが、資源回収物売り払いにつきましては先ほど御説明申し上げましたが、1億9,481万1,279円ということで、前年度と比較いたしまして4,000万円近い金額の増収となっております。

主な増収の内訳といたしましては、先ほどパーセンテージで申し上げましたが、金額的には、アルミ缶といたしましては1,956万368円の増収、スチール缶につきましては321万5,038円の増収、ペットボトルにつきましては1,490万8,680円の増収と、それぞれ増収となった結果、4,000万円近い金額の増収となっております。

主な理由につきましては、基本的には単価の増といった形になっております。少しさかのぼってしましますが、ペットボトル、アルミ・スチール缶の単価につきましては、平成22、23年度と上昇傾向でしたが、東日本大震災の影響と、その後の経済状況によりまして、平成24年度に相当単価的には下がってしまいました。それと比較いたしまして平成25年度は多少単価が持ち直した結果、このような金額になってしまったという経過でございます。例えば平成25年度のアルミ缶だけ説明させていただきますと、平成24年度対比で30.6円増の146円、26.4%の増、スチール缶もペットボトルもある程度増ということで、極端に増額となっております。

今後の見通しでございますが、平成26年度はまだ途中ではございますが、依然としてアルミ缶につきましては上昇、高騰傾向でございます。例えばアルミ缶では、平成25年度の平均単価146.4円に対しまして、今まで3回入札を行っておりますが、平均といたしまして32.9円高ということで179.3円、22.5%と、高騰傾向を続けております。しかし、ペットボトル、スチール缶につきましては同程度で推移しており、平成23年度

に比べてもそこまで単価として戻っていない状況でございます。経済状況に応じて相当変動がございますので、今後の状況につきまして十分に注意を払いながらいろいろ対応したいと考えております。

○3番（村山順次郎） 売り払いに関する状況は理解いたしました。ありがとうございます。

それで、厚生施設についてはいろいろな観点から質問をさせていただいているんですが、今回、大規模改修ということが出てまいりまして、平成38年までということですが、いずれかの時期にはやはり施設の更新ということがあるわけで、そういう意味で柳泉園組合の歴史という点からいうと、周辺住民の皆さんの理解、協力ということは欠かせないと思います。そういう意味で厚生施設の果たす役割というのは大事ななと思っておりますし、先ほど防災の話も繰り返させていただいておりますが、これもいざというときは柳泉園が何らかの役割を果たしてくれるというふうにもし仮になれば、周辺の住民の皆さんの信頼を増す、あるいは安心をしてもらえる材料の一つにもなるかなという思いで申し上げているところでありますので、厚生施設の充実、改善という点等含めて、併せて御検討をいただきたいなと思っておりますので、これは要望で終わります。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○9番（渋谷けいし） 何点か質問させていただきたいと思っております。

総括という意味でお伺いするんですが、まず、今回、クリーンポートの改修計画が御提案されてよかったなと思っておりますが、これ以外にも不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画と、それからリサイクル施設の耐震化も恐らく喫緊の課題ということで組合としては認識していると思うのですが、その辺の今後の進捗、展望についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今回、繰越金がおおよそ4億円ぐらい出ているわけですが、一般的な市民感情というか、我々の側からすると繰越金が出ているんだったら各市の負担金を500万円でも1,000万円でも下げたらどうですかという意見も出てくるかと思うのです。その辺についての御見解をと思っております。

最後に、清瀬市にあります清柳園の跡地について、再三私も質問させていただいておりますが、今後の柳泉園組合としての見解、認識をお伺いしたいと思っております。

以上3点をお願いします。

○資源推進課長（千葉善一） 不燃・粗大ごみ処理施設の更新の関係と、リサイクルセン

ターの耐震ということでお答えさせていただきます。

不燃・粗大ごみ処理施設の更新でございますが、こちらにつきましては、基本計画どおりに搬入量の推移につきましては減少傾向でございます。さらには平成25年度からの小型家電リサイクル法の施行に伴い、関係市におきましてはさらなる分別化などが進んでおりますので、今後さらに減少する傾向になるのではないかと見込んでおります。それに伴いまして、当然、処理施設についての更新も老朽化に伴い検討しているわけではございますが、今後の経過も含めてどの程度減ってくるのか、あと、現在2市が有料化になっておりますが、そのようなことも含めまして、今後の動向などを十分に見きわめた上で更新につきましては、関係市と調整、検討しながら進めていきたいと考えております。

リサイクルセンターの耐震診断でございますが、基本的には粗大ごみ処理施設のほうが建設年数がたっております。平成25年の11月に建築基準法の設計基準といたしまして、一部改正がされており、例えば昭和56年以前に建設されております旧耐震基準の建物の中で、病院、店舗、ホテルなど、一般の方々が利用される建物、また学校、福祉施設など、大規模な建物につきましては、耐震診断の義務づけと公表ということを求めています。粗大ごみ処理施設につきましては一応旧耐震基準ということになっておりますが、義務づけの対象外となっております。リサイクルセンターにつきましては平成5年に建設されており、昭和56年以降の新耐震基準の設計で建てられておりますので、耐震基準、構造診断上、問題がないと理解をしております。

○総務課長（新井謙二） 繰越金の関係でございます。平成25年度におきまして4億9,000万円の繰越金が出たことでございますが、そのうち約1億6,000万円につきましては構成市にお返しする分といたしまして、私車処分費、その分が含まれておりますので、差し引きしますと約3億3,000万円が繰越金となるところでございます。それで、今回の補正でもお願いはしましたが、繰越金のうちの約9,000万円を施設整備基金に積み立てるということでございまして、将来的にそのようなものが発生した場合にその施設整備基金を取り崩しまして充当するという考えでございますが、残りの金額につきましては翌年度の歳入として見込まれますので、その分、関係市の負担金が低くなるという状況でございます。

○施設管理課長（中村清） 清柳園の今後の解体等々の方向性についてでございます。

実際のところ、その方向性というのはまだはっきりしたものは決まっておりませんが、解体のことで東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都環境事務所に聞き取り調査をしに

行ってまいりました。その話によりますと、工場等を廃止するときには、都民の健康と安全を確保する環境に対する条例というものがあまして、これは第117条、それと、土壤汚染対策法、これは第4条でございますが、等々の法律があります。清柳園もこの法に照らし合わせて、建屋の解体時に土壤調査及び土壤の入れかえ処分等を行う必要があるかどうかを中心に聞いてまいりました。そうしましたところ、清柳園はこの土壤汚染対策法に触れるところの基準となる面積が3,000平米以上の土地を有しているところでございますが、土壤の改変が伴わなければこの法律には抵触しないという回答を得てございます。

これはどういうことかと申しますと、土壤改変の意味合いといたしまして、解体時に基礎のくい、コンクリートベースのところですね、それとコンクリートがらを掘削いたし、土壤を入れかえることがなければ、あるいは解体後の土地の活用に当たりまして、その土地を売り払ったり、新規にその土地に建屋をつくり、土地の改造等々をしなければ、土壤調査の必要がない。届け出も要らないということでございました。これらのことが回答として得られたわけでございます。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

まず、清柳園についていろいろ調べていただいているということで、大変うれしく思います。いろいろ課題があるんだと思うのですが、引き続き構成3市で検討をしていただけたらと思います。

それから、繰越金の額については、御答弁いただいた内容というのは大体想定の範囲内というか、想定していたんですが、先ほどの決算の説明のときに、繰越金の行き先というか、今答弁していただいた内容まで事前に上程の説明のときに御説明いただいたほうがより丁寧かなという気がいたしました。

それから、不燃・粗大ごみ処理施設の更新について検討中ということで、引き続きずっと検討されているんだと思いますが、お話を聞いていると、ごみ減量化も進んでいるし、今のところ喫緊の課題ではないという聞こえ方が私でしたので、少し組合の考え方がわかりませんが、組合直営ではなくて、将来的には全部一括で委託をしたいという考え方もあるんでしたら、その辺も含めて早いうちに議会のほうに御説明いただいたほうがいいのかなという気がいたします。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳

出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成25年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時20分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 洪 谷 けいし

議 員 近 藤 誠 二